

【条例等の抜粋】

・ 条例第32条第1項（建築物環境配慮計画書の作成等）

建築主であって、規則で定める規模以上の新築、改築又は増築をしようとする者（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律【建築物省エネ法】第18条各号のいずれかに該当する建築物に係る建築主を除く。以下「特定建築主」という。）は、…計画書（「建築物環境配慮計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

・ 条例施行規則第27条（特定建築主に該当することになる新築等の規模）

条例第32条第1項の規則で定める規模は、床面積（改築又は増築の場合にあっては、当該改築又は増築に係る部分の床面積）の合計が2,000平方メートルとする。

⇒ 条例第32条第1項における『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律【建築物省エネ法】第18条各号のいずれかに該当する建築物』の概略は、後掲の（補足資料）を参照してください。

→→ 建築物によっては、床面積の合計が2,000平方メートル（2,000m<sup>2</sup>）以上の規模であっても「建築物環境配慮計画書」の提出が不要となる場合があります。

（補足資料）

1 法第18条【第一号】、令第7条【第1項：第一号と第二号】（法第22条・27条）

⇒ 空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物

建築物省エネ法（以下「法」）第18条＞適用除外の考え方（施行令第7条関係）

第18条第一号（適用除外）

居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより、空気調和設備を設ける必要が無いものとして政令で定めるもの

注）建物全体が適用除外の用途である場合に限る

施行令第7条（適用除外）

【主旨】建物内部での、人の継続的な活動が想定し難いもの

第一号  
自動車車庫、自転車駐輪場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊

その他これらに類するもの

【主旨】壁を有しないことその他高い開放性を有するもの

第二号  
観覧場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場、神社、寺院

（※1）その他これらに類するもの

空調の要否や有無等を踏まえた、法第18条第一号の判断フロー

空調の有無に関わらず

技術的助言（※2）等への記載が・・・ある

倉庫若しくは危険物の貯蔵場のうち常温（※3）のもの、変電所、上下水道に係るポンプ施設、ガス事業に係るガバナーステーション若しくはバルブステーション、道路の維持管理のための換気施設、受電施設、ポンプ施設、又は、水産物の養殖場若しくは増殖場で常温（※3）のもの、農産物の貯蔵に供するもので常温のもの（※3）、農業の生産資材の貯蔵に供するもので常温のもの（※3）

空調の有無に関わらず

法第18条で適用除外

注）施行令第7条第一号及び第二号の複数用途建築物については、適用除外とならない。

※1）施行令第7条第二号に記載された用途の内、以下の1）又は2）のいずれかの要件を満たす必要がある。また、その他これらに類するものとして、以下の1）又は2）のいずれかの要件を満たす建築物は適用除外となる。

・1）壁を有しないこと

・2）内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上である部分のみで構成されていること。

※2）「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について（技術的助言）」（国住建環第215号国住指第4190号 平成29年3月15日）及び建築物省エネ法に基づく規制措置・誘導措置等に係る手続きマニュアル（最新補足資料 最新更新令和3年1月）

※3）常温とは、空調設備が設置されていない、あるいは人のためとなる空気調和設備のみが設置されている事をいう。

■法第18条第一号の適用除外用途の整理

法第18条第一号 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空調と設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物

※居室の有無、空調と設備の設置の有無にかかわらず、適用除外となる。

	①居室を有しないことにより空調と設備を設ける必要がない用途 (居室を有さずかつ、空調と設備(冷暖房)を設ける必要がない用途に供する建築物)			②高い開放性を有することにより空調と設備を設ける必要がない用途		
	イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ
細分類	物品(機械等を含む)を保管又は設置する建築物で、保管又は設置する物品の性質上、内部空間の温度及び湿度を調整する必要がないもの	動物を飼育又は収容する建築物で、飼育又は収容する動物の性質上、内部空間の温度及び湿度を調整する必要がないもの	人の移動のための建築物			
政令で例示された用途	自動車車庫、自転車駐車場、堆肥舎	畜舎	公共用歩廊	観覧場(※)	スケート場、水泳場、スポーツの練習場(※)	神社、寺院(※)
国住建第215号、国住指第4190号平成29年3月15日付け技術的助言で掲載されている用途	常温倉庫、危険物の貯蔵庫(常温)、変電所、上下水道に係るポンプ施設、ガス事業に係るガバナーステーション又はバルブステーション、道路の維持管理のための換気施設、発電施設、ポンプ施設等	水産物の養殖場又は増殖場(常温)		(※)以下の1)又は2)のいずれかの要件を満たす必要がある。 また、上記用途に限らず、以下の1)又は2)のいずれかの要件を満たす建築物は適用除外となる。 ・壁を有しないこと ・内部に間仕切壁又は戸(ふすま、障子これらに類するものを除く。)を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上である部分のみで構成されていること。		
建築物省エネ法に基づく規制措置・誘導措置等に係る手続きマニュアルで記載されている用途	農産物の貯蔵に供するもの(常温)、農業の生産資材の貯蔵に供するもの(常温)					

■複数用途の扱いについて

①用途のみの複数用途建築物は適用除外となる。

②用途のみの複数用途建築物は適用除外となる。

①用途と②用途の複数用途建築物は適用除外とならない。

引用元：(一社)住宅性能評価・表示協会【略称：評価協会】ホームページ：省エネ適判部会QA集

② 法第18条【第二号】、令第7条【第2項：第一号～第六号】 (法第22条・27条)  
⇒文化財・伝建・重要美術品などのうち政令で定める建築物

③ 法第18条【第三号】、令第7条【第3項：第一号～第三号】 (法第22条・27条)  
⇒仮設の建築物であって政令で定めるもの

(その他：熊本県建築物環境配慮制度運用マニュアル2017年版・Ⅲ-99ページ関連)

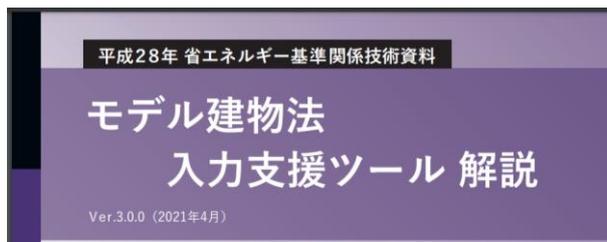
■建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(経産省・国交省)・

モデル建物法(国土技術政策総合研究所・建築研究所)：

⇒一次エネルギー消費量の算定対象としない(計算の対象からは除外される)部分  
∴一次エネルギー消費性能BEI(BEI<sub>m</sub>)も算出されません。

【モデル建物法 入力支援ツール 解説(2021年4月)】vii～xivページ参照

⇒工場における生産エリア、冷凍倉庫、冷蔵倉庫、定温(ていおん)倉庫、低温(ていおん)倉庫、データセンターの電算機室、などの部分が代表例です。



⇒掲載元：(国研)建築研究所ホームページ

※計算対象除外の部分をも有する建築物の場合でも、省エネ適判や届出などの手続きが不要・適用除外(規制対象外)となるものではありませんので、ご注意ください。